

## 募集要項

### 1 業務名称

串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョン策定業務

### 2 業務の目的

串間市内においてゼロカーボン・再生可能エネルギーの推進のため、現況の分析、各種計画の見直し及び検証、並びに各種意向調査等を踏まえ、脱炭素ロードマップの策定、市域における地球温暖化対策の検討、再生可能エネルギー導入の検討を行い、それらを反映した、実現可能な本市独自の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョンの策定に向けた助言及び提案を行うものとする。

### 3 業務の期間

契約を締結した日から令和5年3月24日（金）まで

### 4 業務の内容

別紙1の「串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョン策定業務仕様書」に示す項目について実施する。

その他、業務の目的達成に有益な独自の項目を追加することも可能とする。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加するものは、以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、串間市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続きを開始後、裁判所の更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 法人及びその役員又は経営に実質上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。

- (6) 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 団体の主な活動目的が、宗教活動や政治活動、選挙活動でないこと。
- (8) 国税、県税及び市税等を滞納している者でないこと。

## 6 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和4年8月8日(月)	公募開始
令和4年8月8日(月)～8月15日(月)	質疑受付期間
令和4年8月8日(月)～8月16日(火)	質疑回答
令和4年8月8日(月)～8月19日(金)	参加申込書類の受付期間
令和4年8月8日(月)～8月26日(金)	企画提案書類の受付期間
令和4年8月30日(火)	プレゼンテーション及び審査
令和4年8月30日(火)以降	受注者決定
令和4年9月中旬頃	委託契約書の締結

## 7 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- 1) 質問方法：質問書(様式1)を記入した上で、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- 2) 電子メールアドレス：kankyou@city.kushima.lg.jp
- 3) 電子メールの件名：串間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び脱炭素ビジョン策定業務質問書(事業者名)
- 4) 質問受付期間：令和4年8月8日(月)から8月15日(月)17時15分必着

#### ② 質問の回答

質問事項への回答は、令和4年8月16日(火)17時15分までに電子メールで回答する。なお、質問の内容及びその回答内容については、市公式サイトに掲載する。

### (2) 審査に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下の書類を末尾記載の事務局までに提出すること。

- ① 参加申込書類(受付期間 令和4年8月8日(月)から8月19日(金)17時15分必着)
  - ・参加表明書(様式2)

- ・会社概要（任意様式、パンフレット等でも可）
- ・誓約書（様式3）
- ・納税証明書等（国税、県税及び市税（市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合）の滞納がないことを証明する書類）
  - ※提出日の直近3ヶ月以内のもの
- ・業務実績書（様式4）
- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別紙2）

※期限までに参加申込書類一式をPDFデータ等にてメールすることにより、原本は企画提案書類提出時までの提出で可とする。

- ② 企画提案書類（受付期間 令和4年8月8日（月）から8月26日（金）17時15分必着）

※郵送または持参で提出すること。

- 1) 企画提案書（A4判：任意様式）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ・連絡先等については、本プロポーザルの参加について、市から連絡を受ける部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入すること。
- ・業務の実施方法がわかるように作成すること。

- 2) 業務行程表（A4判：任意様式）

- 3) 見積書（内訳書添付）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

※上記1)から3)の資料の提出部数 正本1部、副本11部（副本は複写でも可）

- 4) 提案金額の上限

- ・提案金額は 10,912,000円（消費税込み）を上限とする。

上記の書類提出後、プレゼンテーションでの審査を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン形式に変更する場合もある。

- (3) 本プロポーザルの全般に係る留意事項

- ① 参加希望者1法人につき、提案は1件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 本プロポーザルに係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 提出された書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑥ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出する

こと。

- ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ・申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
  - ・参加資格を満たさない者から提出された場合
  - ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
  - ・上限額を超える金額を提案した場合
  - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ・見積価格が成果品の品質を確保できないと判断される低価格の場合

#### (4) 受注者の決定

##### ① 評価

- 1) 評価は企画提案書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。市が設置する選定審査委員会が評価基準表（別紙3）により審査を行い、優先交渉権者（及び次点者）を選定する。
- 2) 選定審査委員会の委員（以下「委員」という。）1名あたり、100点満点による評価とする。ただし60点を基準点とし、委員の過半数の評価が基準点に満たない場合は失格とする。

##### ② 評価項目

別紙3「串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョン策定業務委託プロポーザル評価基準表」のとおり。

##### ③ 優先交渉権及び交渉順位の決定

- 1) 選定審査委員会は、各委員の採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。各委員の採点の合計点が同じ場合には、最高得点を付けた委員の数が多き方を優先交渉者とする。最高得点を付けた委員の数が同数の場合には、選定審査委員会の合議により優先交渉者を決定するものとする。
- 2) 参加希望者が1事業者のみの場合は、委員の過半数の評価が基準点を満たしている場合に限り、当該事業者を優先交渉権者に決定する。
- 3) 審査結果は、選定後速やかに全参加事業者に対し審査結果通知書（様式6）をもって通知する。  
なお、点数等の開示は行わないものとする。
- 4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

##### ④ 受注者の決定

市は、③で決定された優先交渉権者と協議を行い、随意契約の手続きを行うも

のとする。なお、当該交渉が不調のときには、③により選定された次の順位者と  
随意契約の協議を行うものとする。

8 事務局（問合せ先）

〒888-8555 串間市大字西方5550番地

串間市役所市民生活課 担当：立本 一幸

電話：0987-72-1111（内線252） FAX：0987-71-1254

Email：kankyou@city.kushima.lg.jp